岐 阜 県 公 報

毎週 (金曜日)

発行

平成二十四年五月十五日

次

目

則

規

岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

公 示 保安林の指定

道路の供用開始

告

示

平成二十四年度における地籍調査に関する事業計画

都

市政

策課) 三二

(道路維持課)

(飛驒農林事務所) | | | | |

(健康福祉政策課) 三一九ページ

岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

規

則

平成二十四年五月十五日

<u>≡</u> 0

岐阜県知事

古

田

肈

岐阜県規則第四十七号

岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

に改正する。 岐阜県災害救助法施行細則(昭和三十五年岐阜県規則第六十七号)の一部を次のよう

第三号(及び)を次のように改める。

別表第一一第二号 ①中「二百三十八万七千円」を「二百四十万千円」に改め、同表三

住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

冬季 (十	月まで) 月から九	季別区分の
	1	一人世帯
	III7 1100 円	一人世帯
	■ 100円	三人世帯
	元 二00円	四人世帯
	咒 500円	五人世帯
円に五人を超	四九、七〇〇 円に五人を超 〇円を加算し た額	世帯を超える

0

第

二 千 三

百

四

+

五

号

平成二十四年五月十五

日

0

した額						
〇〇円を加算						
とに I O、四	100 F	F	3		F	月まで)
え一人増すご		1 00 9	互, 四00月	三次 200 月	三、三〇9	月から三

住家の半壊、 半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

 (\equiv)

月から三 九一00円 二、000円 一九九00円 二 三 100円	夏季 (四月から九 500円 ヤ六00円 11、200円 11、000円 11、0000円	季別
<u> </u>	円 17 200円	帯五人世帯
円 こ五、三〇〇 円に五人を超 一年 日 10 日 10	H た額 円に五人を超 た額 た額 た額 た額 た	帯 五人を超える

別表第一十一第二号中「十三万四千二百円」を「十三万三千九百円」に改める。

岐

成二十四年四月六日から適用する。 この規則は、公布の日から施行し、改正後の岐阜県災害救助法施行細則の規定は、平

告

示

岐阜県告示第二百三十一号

用を開始するので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供

> 持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、 その関係図面は、平成二十四年五月十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維

平成二十四年五月十五日

岐阜県知事

古

田

県 道	類の道 種路
福白	路
岡川	線
線	名
〇八〇番三地先まで 四一六番一地先から 四一六番一地先から	区間
100• 0	ル (延) メー ト長
三 平 ・成	の 期 用 始
□平 • 成 □ □	ほ示変決(備 か年更定区) 月の又域 日告はの考

岐阜県告示第二百三十二号

の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法三十三条第一項森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次

平成二十四年五月十五日

の規定により告示する。

岐阜県知事 古 田

保安林の所在場所

高山市丹生川町日面字大谷西平一一二一

指定の目的

落石の危険の防止

指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による

(:	321)	平	成24	年 5 月 15日			岐	阜 県	公	報	ł		I 	第	2345	5号
関市	多治見市	i I	高山市	大垣市	岐阜市	者の名称		3 <u>7</u> - -	十四年度におけっている。		区 支 上 上			に備え置いて縦覧に供する。)		立木の伐採の艰度の大学のでは、	市町村森
関市上之保の一部	多治見市陶元町及び山下町の全部	ケ洞及び上宝町蔵柱の一部	高山市国府町今の全部並びに清見町牧	大垣市上石津町牧田の一	高砂町及び神田町の一部大縄場、住ノ江町、清住町、吉野町、都通、桜通、桜木町、本郷町、西野町、都野市村雨町及び長者町の全部並びに岐阜市村雨町及び	調査		3 - - - - - -	平成二十四年五月十五日一十四年度における地籍調査に関する事業計画を定めたので、同条第五項の規定に十四年度における地籍調査に関する事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六条の三第二項の規定により、	四年月によける大乗記	区が、「一口を定ってきると、「一旦である」という。「「「「」」「「「」」「「」」「「」」「「」」「「」」「「」」「「」」「」「」「	公		Ų	次のとおりとする。	木の伐採の艰度間伐に係る森林は、次のとおりとする。	市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
	下町の全部	部	並びに清見町牧	部	 清住町、吉野町、 本郷町、西野町、 大田の全部並びに	地域		岐阜県知事	業計画を定めたの!	はいまでは、手巻記	ゴニ見する 再後十一	示		関係書類を岐阜県:		リとする。	学伐期齢以上のもの
同	同	ľ	同	同	平成二五・三・三一まで定日から 地籍調査費負担金の交付決	調査期		事古田	で、同条第五項の規定により公三第二項の規定により公					その関係書類を岐阜県飛驒農林事務所及び高山市役所			のとする。
					一まで	間		肇	規定により公					び高山市役所			
池田町	I I	大野町	揖斐川町	海津市	下呂市		郡上市	本巣市	飛 驒 市	瑞穂市	山県市	土岐市	美濃加茂市	恵那市	羽島市	瑞浪市	
:	揖斐郡池田町般若畑、宮地北、宮地南	揖斐郡大野町大字相羽の一部	揖斐郡揖斐川町大字坂内広瀬の一部	海津市南濃町境及び南濃町津屋の一部	瀬黒石及び馬瀬 石及び馬瀬 石及び馬瀬 石及び馬瀬 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	`	郡上市高鷲町鮎立の一部	部本巣市根尾神所、法林寺及び文殊の一	一部岡町山田、神岡町横山及び神岡町西の町角川、宮川町打保、神岡町吉田、神町角川、宮川町黒内、河合町有家、河合飛驒市古川町黒内、河合町有家、河合	瑞穂市古橋の一部	山県市高富及び葛原の一部	部土岐市駄知町、肥田町及び下石町の一	美濃加茂市伊深町の一部	大田、串原及び上矢作町の一部木、三郷町椋実、山岡町田代、明智町木、三郷町佐実、山岡町田代、明智町飯地町、長島町久須見、三郷町佐々良恵那市大井町、笠置町河合、武並町藤、	羽島市竹鼻町狐穴の一部	陶町水上の一部瑞浪市釜戸町、土岐町、陶町大川及び	サー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
le:		同	同	同	同		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

第2345号 平成24年5月15日 (322) 岐 阜 県 公 報 組合町森林 白川町 御嵩町 坂祝町 白川村 東白川村 八百津町 富加町 平成二十四年五月十五日発行 一部大野郡白川村大字飯島及び大字荻町の 可児郡御嵩町上之郷の一部 の一部加茂郡東白川村大字神土及び大字越原 加茂郡白川町赤河及び切井の一部 加茂郡富加町羽生の一部 加茂郡坂祝町黒岩の一部 加茂郡白川町切井の一部 加茂郡八百津町大字潮見の一部 発 発 行 行 所者 同 同 同 同 同 同 同 同 岐阜市薮田南二丁目一番一号 岐 岐 庁 県 編 集 岐阜市三輪ぷりんとびあ十三 一 岐 阜 文 芸 社